

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第12号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 30 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼 谷 純

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する告示

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「、又は令和4年度」を「、令和4年度」に改め、「拠点区域」の次に「又は令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域」を加え、「令和5年（令和6年7月までの場合にあっては、令和4年）」を「令和6年（令和7年7月までの場合にあっては、令和5年）」に改め、「被保険者」の次に「、及び平成26年までに指定が解除された区域に被災時に住居を有していた被保険者」を加え、同項第10号中「又は令和4年度」を「、令和4年度」に改め、「拠点区域」の次に「又は令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域」を加え、「に該当しない世帯に属するものに限る。」を「の被保険者、及び平成26年までに指定が解除された区域に被災時に住居を有していた被保険者を除く。」に改め、同項第13号中「令和5年4月2日以降令和5年度までに指定が解除された旧特定復興再生拠点区域」を「令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域」に、「富岡町」を「葛尾村」に改める。

第3条第4号中「（令和7年2月28日までの間に係るもの）」を「（令和8年2月28日までの間に係るもの）」に改め、同条第5号中「令和6年」

を「令和 7 年」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。